

豊田市自立支援（育成）医療費給付審査基準

第1 対象

育成医療の対象となるのは、保護者が豊田市内に住所を有する児童で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第4条別表に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する疾患が、これを放置するときは、将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる児童であって、確実な治療効果が期待できる者とする。

第2 審査

1 審査基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保護者が豊田市内に居住し、満18歳未満であること。（筋拘縮症については年齢制限がない。）ただし、18歳の誕生日の属する年度内の給付は差し支えない。

(2) 申請者は、本人の親権者又は後見人であること。ただし、児童福祉施設長は親権者として取り扱う。

(3) 生活保護の被保護者及び保険未加入者も対象とする。ただし、未加入者には、保険加入を指導すること。

2 指定医療機関は、障害者総合支援法第59条第1項の規定により厚生労働大臣が指定する医療機関でなければならない。

3 病名により障害区分を決定する。ただし、給付の適否の判断は病名だけでなく、不自由の状況、回復の見込み等を総合的に検討して判断する。

4 不自由の状況は、現に身障法第4条別表に掲げる程度の障害があることが必要である。又は、現在の疾患を放置すれば、将来同程度の障害を残すと認められるものであること。なお、育成医療は生活能力を得ることが目的であるから、生活能力と直接関連のないものは原則として認めない。

5 治療の具体的方針は、次に掲げるとおりとする。

(1) 原則として、手術を行う外科的治療が必要であること。

(2) 肢体不自由 補装具による矯正療法を含む必要な処置を対象とする。

(3) 心臓障害 手術及び入院して行う精密検査（カテーテル検査）を対象とする。

(4) 腎臓障害 人工透析、腎臓移植手術に限る。

6 長期間に及ぶ治療の必要なものは適当でない。ただし、腎臓障害の人工透析および数度にわたる手術の必要な疾患についてはこの限りではない。

7 根治又は障害の除去もしくは軽減の見込みのあることが必要である。